

組合 Q & A

# 会社法の施行に伴い議事録の作成方法が変わりました

中小企業等協同組合法（以下「組合法」という。）施行規則及び中小企業団体の組織に関する法律（以下「団体法」という。）施行規則の改正に伴い総会議事録及び理事会議事録の作成方法が変更になりましたのでご注意ください。

平成18年5月1日に施行された「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、「組合法」及び「団体法」が改正されましたが、この改正法では、総会議事録及び理事会議事録について主務省令（施行規則）に定めるところにより作成しなければならぬとされ、施行規則が改正・施行されました。なお、組合法の改正はこの後も予定されており、その施行は平成19年4月1日が予定されております。

以下はこれに基づく議事録作成方法の概要。

## ■総会議事録

今回の改正施行規則によって、総会議事録については、①総会が

開催された日時及び場所②議事の経過の要領及びその結果③出席した理事又は監事の氏名④議長の名⑤議事録作成に係る職務を行なった理事の氏名、を記載することとされた。また、総会議事録については改正法により、署名（又は記名押印）は不要となった。

なお、従来の記載事項（改正前組合法、団体法が準用していた旧商法第244条第1項及び第2項、及び定款規定）に基づき既に作成された議事録については、③出席した理事又は監事の氏名中の「監事の氏名」以外は改正規則に定める事項が記載されているものと考えられる。

したがって、総会議事録にあっては、記載事項である「③出席した理事又は監事の氏名」に対応し、監事が出席していた場合には従来の議事録に監事の氏名を追加することが必要であると考えられる。

また、改正施行規則に規定された記載事項は、最低限の記載事項であり、これまで記載していた

「招集年月日」「組合員数及びその出席者数」「議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）」が記載されていても議事録の有効性に何ら影響を及ぼさないことから、適宜記載して差し支えないものと考えられる。

## 【解説】

改正後の組合法では、第53条の3に、従来、旧第54条が準用していた旧商法第244条第2項「議事録ニハ議事ノ経過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出席シタル理事之ニ署名スルコトヲ要ス」と同様の条文が置かれなかったことから、総会の議事録に要求されていた「議長及び出席理事の署名（記名押印）」は不要となりました。

また、総会の議事録は、主務省令の定めるところにより、①書面又は電磁的記録をもって作成すること②総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は組合員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

③議事の経過の要領及びその結果④出席した理事又は監事の氏名⑤議長の名⑥議事録作成に係る職務を行なった理事の氏名を記載することとされました。

このうち、②の括弧内については、総会開催場所に存しない理事、監事又は組合員がインターネット、テレビ、電話等により出席した場合には、その出席方法を記載することとなります。

改正後の団体法において、第5条の23第3項及び法第47条第2項において組合法53条の3が準用されているので、組合法と同様の扱いとなります。

## ■理事会議事録

今回の改正施行規則によって、理事会議事録については、原則として、①理事会が開催された日時及び場所②理事会の経過の要領及びその結果③決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名④理事会に出席した理事又は監事の氏名⑤議長の名、を記載することとされた。

なお、従来の記載事項（改正前組合法、団体法が準用していた旧

商法第260条ノ4第1項及び第2項及び定款規定)に基づき既に作成された理事会議事録については、「②決議を要する事項については、②決議を要する事項が特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名」以外は改正規則に定める事項が記載されているものと考えられる。

したがって、「②決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名」に該当する場合は、その旨を追加記載することが必要であると考えられる。

また、改正施行規則に規定された記載事項は、最低限の記載事項であり、これまで記載していた「招集年月日」「理事数及びその出席者数」「議案別の議決の結果(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」が記載されていても議事録の有効性に何ら影響を及ぼさないことから、適宜記載して差し支えないものと考えられる。

なお、理事会議事録については、署名と記名押印を任意に選択することができるとなったが、登記に関しては改正組合法第103

条(改正団体法においては第5条の23第5項、第54条において改正組合法第103条を準用)において、商業登記法第148条が準用され、同条により商業登記規則が適用されており、従来どおり、代表理事の登記等にあつては商業登記規則に基づき記名押印が求められる場合があるので、留意することが必要である。

【解説】

旧組合法は、第42条で商法第260条ノ4を準用していましたが、改正後の第36条の7では、会社法第369条(取締役会の決議)第3項、第4項、第371条(議事録等)の規定に合わせて書き下され、正条文化されました。

第1項では、「議事録が書面で作成されているときは、出席理事がこれに署名し、又は記名押印しなければならぬ。」とし、「署名」のみで差し支えないことが明示されましたが、従来どおり「記名押印」でも差し支えありません。

第2項では、議事録が電磁的記録をもって作成されている場合においては、「主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をと

らなければならない。」とされ、同措置は「電子署名」とされました。

また、第36条の6第6項は、「会社法第366条(召集権者)及び第368条(召集手続)の規定(信用協同組合及び第9条の9第1項第1号の事業を行なう協同組合連合会以外の組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)

は、理事会の招集について準用する。」とされていますが、こちらは、特別の事由がある場合には、召集権者以外の理事の請求を受けた召集や召集権者以外の理事による召集によって開催される場合があり、そのような場合についてはその旨を明らかにすべきこととされているものです。

さらに、会社法第370条を準用する第36条の6第4項により、理事会の決議の目的である事項を事前に提案をし、当該案件につき、理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができるようになります。

したがって、現実に理事会を開催することなく、書面のみあるいは電磁的方法のみにより理事会決議を行なうことができるようになります。また、第5項により、理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないこととなりました。

これらを受けて、組合法施行規則では、召集権者以外の理事の請求を受けた召集や召集権者以外の理事による召集によって開催される場合があり、そのような場合についてはその旨を明らかにすべきこと、理事会決議があつたものとみなされた場合の議事録の記載の方法、理事会への報告が不要とされた場合の議事録の記載方法について定めています。

改正後の団体法において、第5条の23第3項及び法第47条第2項において組合法第53条の3が準用されているので、組合法と同様の扱いとなります。

■詳細については

本会の指導相談室(TEL 043・242・3277) 又は銚子支所(TEL 0479・24・1570) 若しくは松戸支所(TEL 047・368・3992)